



# 宮 崎 県 公 報

平成28年6月1日(水曜日)号外 第27号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

規 則	頁	公 告
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則…… (建築住宅課) 1		○保安林の皆伐面積の限度…… (自然環境課) 4

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県規則第61号

#### 建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和46年宮崎県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(建築主等の変更等) 第4条 法の規定による確認を受けた建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)を変更しようとするときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届出書(別記様式第6号)に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。	(建築主等の変更等) 第4条 法の規定による確認若しくは許可又は法若しくは令の規定による認定(以下「確認等」という。)に係る建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)の工事完了前に、建築物等の建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)を変更しようとするときは、変更前の建築主等は、建築主等変更届出書(別記様式第6号)に確認済証、 <u>許可通知書又は認定通知書</u> (以下「確認済証等」という。)を添えて、 <u>知事又は建築主事</u> に届け出なければならない。
2 [略] (計画変更) 第4条の2 建築主等は、工事完了前に法又は令の規定による許可又は認定(法第86条の8第1項の規定による認定を除く。以下「許可等」という。)を受けた建築物等の計画を変更しようとするときは、改めて許可等の申請をしなければならない。ただし、知事が許可等を要しないと認めた場合は、この限りでない。	2 [略] (計画変更) 第4条の2 建築主等は、工事完了前に法の規定による許可又は法若しくは令の規定による認定(法第86条の8第1項の規定による認定を除く。以下この項において「許可等」という。)を受けた建築物等の計画を変更しようとするときは、改めて許可等の申請をしなければならない。ただし、知事が許可等を要しないと認めた場合は、この限りでない。
2 [略] 3 建築主は、省令第10条の25に規定する軽微な変更をしようとするときは、全体計画変更届出書(別記様式第6号の4)に全体計画認定通知書、変更部分を記載した図書及び <u>建築基準関係規程</u> への適合状況を確認できる図書を添えて知事に届け出なければならない。 (特殊建築物の定期報告) 第7条 法第12条第1項の規定により知事が指定する建築物は、次に掲げるものとする。 (1) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの	2 [略] 3 建築主は、省令第10条の25に規定する軽微な変更をしようとするときは、全体計画変更届出書(別記様式第6号の4)に全体計画認定通知書、変更部分を記載した図書及び <u>建築基準関係規定</u> への適合状況を確認できる図書を添えて知事に届け出なければならない。

- (2) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの
- (3) 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1000平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの
- (4) 病院の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの
- (5) キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、待合、料理店、飲食店、ダンスホール又は遊技場の用途に供する建築物で、3階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの

第8条 省令第5条第1項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に掲げる年を初回とし、以後3年ごとの4月1日から翌年の3月31日までとする。

- (1) 前条第1号に掲げる建築物 昭和46年
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる建築物 昭和47年
- (3) 前条第4号に掲げる建築物 昭和48年
- (4) 前条第5号に掲げる建築物 昭和57年

2 [略]

(建築物等の定期報告)

第9条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により知事が指定する建築設備及び工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) エレベーター(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第41条第2項に規定する性能検査を受けなければならないもの及び一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。)及びエスカレーター
- (2) 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げるもの
- (3) 第7条各号に掲げる建築物に設けた換気設備(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けたものに限る。)、排煙設備及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設けたものに限る。)

第10条 省令第6条第1項の規定により知事が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 法第12条第3項の規定による知事への報告は、報告の日前1月以内に調査したものでなければならない。

(工事の取りやめ等)

(建築物の定期報告)

第7条 省令第5条第1項の規定により知事が定める時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年を初回とし、以後3年ごとの4月1日から翌年の3月31日までとする。

- (1) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するもの及び同項第4号に掲げる建築物 平成28年
- (2) 令第16条第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる建築物 平成29年
- (3) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち、ホテル又は旅館以外の用途に供するもの 平成30年

2 [略]

(定期報告を要する建築設備等の指定)

第8条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、同条第1項の規定により定期報告を要する建築物に設けるものうち次に掲げるものとする。

- (1) 換気設備(法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けた機械換気設備及び中央管理方式の空調設備に限る。)
- (2) 排煙設備(令第126条の2第1項の排煙設備のうち、排煙機を設けたもの又は送風機を設けたものその他の特殊な構造のもので令第126条の3第2項の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)
- (3) 非常用の照明装置(令第126条の4の規定により設けたものに限る。)

(建築設備等及び工作物の定期報告)

第9条 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項の規定により知事が定める時期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による知事への報告は、報告の日前1月以内に検査したものでなければならない。

(定期報告の書類の保存期間)

第10条 省令第6条の3第5項第2号の規定により知事が定める期間は、3年間とする。

(工事の取りやめ等)

第11条 建築主等は、建築物等の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（別記様式第11号）に次に掲げる図書を添えて、知事又は建築主事に届け出なければならない。

- (1) 許可通知書、認定通知書又は確認済証  
(2) [略]

2 法又は令の規定による許可、認定又は確認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築物等確認（許可・認定）申請取下届（別記様式第11号の2）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

（垂直積雪量）

第13条の2 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値とする。

区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)
日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区	0.15 ただし、申請に係る建築物等の工事施工地の標高が <u>220</u> メートルを超える場合においては、次の式によって計算した数値（計算して得た数値が0.15未満のときは0.15）とする。 $d = 0.9 (0.0003 \cdot l s - 0.05 \cdot r s + 0.1)$
えびの市 小林市須木 児湯郡西米良村 東臼杵郡のうち諸塚村、椎葉村及び美郷町南郷区 西臼杵郡	0.25 ただし、申請に係る建築物等の工事施工地の標高が <u>590</u> メートルを超える場合においては、次の式によって計算した数値（計算して得た数値が <u>0.25</u> 未満のときは0.25とする）。 $d = 0.9 (0.0003 \cdot l s - 0.05 \cdot r s + 0.1)$
[略]	

（かど敷地等の指定）

第19条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路が 120度以内でつくる内角側のかど敷地又はそれらの道路に二方が接する敷地（かど敷地を除く。）で、周辺の長さの3分の1以上がそれらの道路に接するもの  
(2) 道路と公園、広場、緑地、川又は海その他これらに類するもの（以下、この条において「公園等」という。）が、120度以内でつくる内角側のかど敷地又は二方が当該道路及び公園等に接する敷地（かど敷地を除く。）で、周辺の長さの3分の1以上が当該道路又は公園等に接するもの

- (3)～(5) [略]

（計画通知書への準用）

第26条 [略]

第11条 建築主等は、建築物等の工事の全部又は一部を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（別記様式第11号）に次に掲げる図書を添えて、知事又は建築主事に届け出なければならない。

- (1) 確認済証等  
(2) [略]

2 確認等又は法の規定による検査を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、建築物等確認（許可・認定・検査）申請取下届（別記様式第11号の2）を知事又は建築主事に提出しなければならない。

（垂直積雪量）

第13条の2 令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域に応じ、それぞれ当該右欄に定める数値とする。

区 域	垂直積雪量 (単位 メートル)
日南市 小林市 (須木を除く。) 串間市 西都市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡のうち高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町 東臼杵郡のうち門川町並びに美郷町のうち西郷区及び北郷区	0.15 ただし、申請に係る建築物等の工事施工地の標高が <u>166</u> メートルを超える場合においては、次の式によって計算した数値（計算して得た数値が0.15未満のときは0.15）とする。 $d = 0.0003 \cdot l s - 0.05 \cdot r s + 0.1$
えびの市 小林市須木 児湯郡西米良村 東臼杵郡のうち諸塚村、椎葉村及び美郷町南郷区 西臼杵郡	0.25 ただし、申請に係る建築物等の工事施工地の標高が <u>500</u> メートルを超える場合においては、次の式によって計算した数値（計算して得た数値が <u>0.25</u> 未満のときは0.25）とする。 $d = 0.0003 \cdot l s - 0.05 \cdot r s + 0.1$
[略]	

（建ぺい率の緩和）

第19条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路が 120度以内で交わる内角側の角敷地  
(2) 道路と公園、広場、緑地、川又は海その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）が、120度以内で交わる内角側の角敷地

- (3)～(5) [略]

（計画通知書への準用）

第26条 [略]

（指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告）

第27条 指定確認検査機関が、法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する確認を行った建築物等については、第4条、第4条の2第2項及び第11条の規定は、適用しない。

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項に規定する確認を受けた建築物等の建築主等に、第4条及び第4条の2第2項（省令第6条の3第1項各号に規定する事項の変更に限る。）に規定す

様式第 6 号

[略]

[略]	
建築主事	殿
[略]	
3 確認年月日 及び番号	[略]
[略]	

[略]

様式第11号の 2

建築物等確認（許可・認定）申請取下届

下記の建築物等の確認（許可・認定）申請を取り下げたいので、建築基準法施行細則第11条第 2 項の規定により届け出ます。

[略]

[略]

る届出事項に関する報告を求め、当該事項を速やかに知事に報告しなければならない。

様式第 6 号

[略]

[略]	
宮崎県知事	
建築主事	殿
[略]	
3 確認、許可又は認定年月日 及び番号	[略]
[略]	

[略]

様式第11号の 2

建築物等確認（許可・認定・検査）申請取下届

下記の建築物等の確認（許可・認定・検査）申請を取り下げたいので、建築基準法施行細則第11条第 2 項の規定により届け出ます。

[略]

[略]

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の規定による改正後の建築基準法（以下「改正法」という。）第12条第 1 項の規定により新たに定期報告を行うこととされた建築物に設けた特定建築設備等のうち、この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後規則」という。）第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の建築物に係るものについてはこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成29年 3 月31日までの期間、同項第 3 号の建築物に係るものについては施行日から平成30年 3 月31日までの期間は、改正後規則第 8 条の規定は、適用しない。  
（定期報告の時期の特例）
- 改正後規則第 7 条第 1 項第 1 号の建築物で、改正法第12条第 1 項の規定により新たに定期報告を行うこととされたものの最初の定期報告の時期は、改正後規則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成28年 6 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間とする。
- 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第10号。以下「改正省令」という。）附則第 2 条第 4 項に規定する小荷物専用昇降機に関する報告の規定の適用に係る知事が定める時期は、改正後規則第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間とする。
- 改正省令附則第 2 条第 4 項に規定する防火設備に関する報告の規定の適用に係る知事が定める時期は、改正後規則第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。
  - 改正後規則第 7 条第 1 項第 1 号の建築物に設けた防火設備 平成28年 6 月 1 日から平成30年 3 月31日まで及び平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間
  - 改正後規則第 7 条第 1 項第 2 号の建築物に設けた防火設備 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで及び平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間
  - 改正後規則第 7 条第 1 項第 3 号の建築物に設けた防火設備 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間
  - 改正後規則第 7 条第 1 項各号のいずれにも該当しない建築物に設けた防火設備 平成28年 6 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間

公 告

保安林の平成28年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第 249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成28年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	565.50
北川土流	土砂流出防備保安林	96.77
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,002.71
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	158.76
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	13.01

五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	1,072.57
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	23.00
五十鈴川干害	干害防備保安林	16.90
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,854.67
耳川土流	土砂流出防備保安林	110.96
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	261.81
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.94
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,548.07
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	98.20
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	738.14
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.29
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.54
小丸川下流保健	保健保安林	3.37
川内川上流水かん	水源かん養保安林	685.30
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	60.41
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	19.94
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,250.40
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	169.15
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
大淀川本流防風	防風保安林	0.68
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94
大淀川本流保健	保健保安林	5.44
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,486.51
本庄川土流	土砂流出防備保安林	12.04
本庄川防風	防風保安林	0.12
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,312.98
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	69.89
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.70
広渡川水かん	水源かん養保安林	1,087.60
広渡川土流	土砂流出防備保安林	113.01
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.28
福島川水かん	水源かん養保安林	350.06
福島川土流	土砂流出防備保安林	10.58
福島川干害	干害防備保安林	1.99

--	--